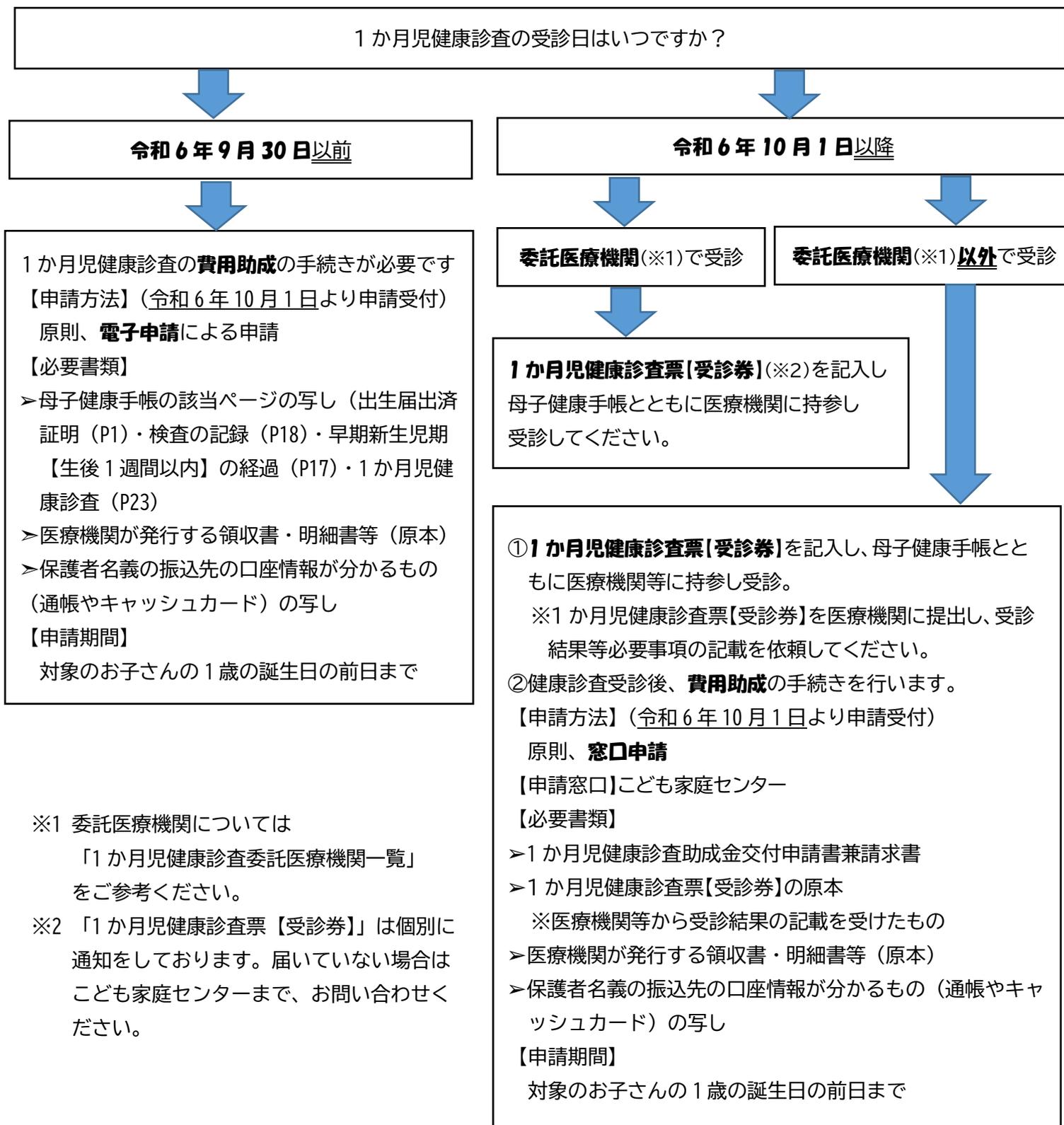


令和6年4月1日以降に出生したお子さまの1か月児健康診査について

※1か月児健康診査当日に、越谷市に住民票のないお子さまは対象外となります。

※対象となる健康診査：原則出生後27日を超え（28日以上）、生後6週未満に医療機関等で受診した1か月児健康診査であり、必要事項を実施したもの



※1 委託医療機関については

「1か月児健康診査委託医療機関一覧」
 をご参考ください。

※2 「1か月児健康診査票【受診券】」は個別に
 通知をしております。届いていない場合は
 こども家庭センターまで、お問い合わせく
 ださい。

<問合せ> 越谷市こども家庭センター 場所：越谷市役所第二庁舎2階
 母子保健担当 電話：048-963-9179（直通）